

平成 24 年 3 月定例会（平成 24 年 3 月 26 日）

越谷・松伏水道企業団議会会議録

越谷・松伏水道企業団議会

越谷・松伏水道企業団議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

3月26日(月)	○開 会	5
	○開 議	5
	○東日本大震災の犠牲者への黙祷	5
	○諸般の報告	5
	○会議録署名議員の指名	8
	○会期の決定	8
	○平成24年度水道事業経営方針説明	8
	○企業長提出議案の一括上程及び提案理由の説明	12
	○企業団行政に対する一般質問	18
	○企業長提出第1号議案の質疑、討論、採決	22
	○企業長提出第2号議案の質疑、討論、採決	22
	○企業長提出第3号議案の質疑、討論、採決	23
	○諸般の報告	27
	○特定事件の議会運営委員会付託	27
	○閉 議	28
	○企業長のあいさつ	28
	○閉 会	28
署名議員		29
参考資料		
企業長提出議案の処理結果		31

水企告示第3号

平成24年3月越谷・松伏水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年3月19日

越谷・松伏水道企業団
企業長 福岡 章

1 期 日 平成24年3月26日

2 場 所 越谷・松伏水道企業団議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

平成24年3月定例会 会期3月26日 1日間

応招議員 15名

1番	伊 藤	治	議員	2番	畑 谷	茂	議員
3番	渡 辺	忠 夫	議員	4番	鈴 木	勝	議員
5番	島 田	玲 子	議員	6番	橋 詰	昌 児	議員
7番	江 原	千 恵 子	議員	8番	福 田	晃	議員
9番	高 橋	幸 一	議員	10番	高 橋	昭 男	議員
11番	野 口	佳 司	議員	12番	武 藤	智	議員
13番	松 島	孝 夫	議員	14番	檜 村	紀 元	議員
15番	佐 々 木	浩	議員				

不応招議員 なし

3月定例会 第1日

平成24年3月26日（月曜日）

議 事 日 程

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 東日本大震災の犠牲者への黙祷
- 4 諸般の報告
- 5 会議録署名議員の指名
- 6 会期の決定
- 7 平成24年度水道事業経営方針説明
- 8 企業長提出第1号議案ないし第3号議案の一括上程
◇提案理由の説明
- 9 企業団行政に対する一般質問
- 10 企業長提出第1号議案の質疑、討論、採決
- 11 企業長提出第2号議案の質疑、討論、採決
- 12 企業長提出第3号議案の質疑、討論、採決
- 13 諸般の報告
- 14 特定事件の議会運営委員会付託
- 15 閉 議
- 16 閉 会

(開議 午前10時07分)

出席議員 15名

1番	伊藤	治	議員	2番	畑谷	茂	議員
3番	渡辺	忠夫	議員	4番	鈴木	勝	議員
5番	島田	玲子	議員	6番	橋詰	昌児	議員
7番	江原	千恵子	議員	8番	福田	晃	議員
9番	高橋	幸一	議員	10番	高橋	昭男	議員
11番	野口	佳司	議員	12番	武藤	智	議員
13番	松島	孝夫	議員	14番	桵村	紀元	議員
15番	佐々木	浩	議員				

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

福岡	章	企業長
須田	尚治	局長
落合	茂樹	次長兼 施設課長
石垣	利一	副参事兼 配水管理課長
菊地	栄一	総務課長
島村	敏仁	お客さま課長
松本	祐太郎	施設課主幹
豊島	政男	配水管理課主幹

参与として出席した者の職氏名

高橋	努	越谷市長
会田	重雄	松伏町長

書 記

真子	憲一郎	総務課長 庶務係
蒔	雄司	総務課係査 庶主
鈴木	裕子	総務課係査 庶副主

10時07分 開 会

◎開会の宣告

- （伊藤 治議長） おはようございます。本日はご苦労さまです。
ただいまから平成24年3月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- （伊藤 治議長） これより本日の会議を開きます。

◎東日本大震災の犠牲者への黙祷

- （伊藤 治議長） 東日本大震災から1年が経過いたしました。多くのとうとい命が奪われ、いまだに多くの方々の行方がわからない状況が続いております。また、当企業団の給水区域内におきましても、今なお、ふるさとを離れ、避難生活を送っておられる方々が大勢いらっしゃる状況でございます。震災によりお亡くなりになられた方々とそのご遺族に対し、謹んで哀悼の意を表するとともに、避難生活を余儀なくされている方々に心からお見舞い申し上げます。

ここで、震災により、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りし、黙祷をささげたいと思います。

皆様、ご起立願います。

黙祷。

〔黙 祷〕

- （伊藤 治議長） 黙祷を終わります。
ご着席願います。

◎諸般の報告

- （伊藤 治議長） この際、諸般の報告をいたします。

△業務概況の報告

- （伊藤 治議長） 平成23年4月から平成24年1月までの業務概況報告を参考までにお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△出納検査の報告

- （伊藤 治議長） 次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△会議の説明出席者の報告

- （伊藤 治議長） 次に、説明員の出席通知がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△企業長提出議案の報告

- （伊藤 治議長） 次に、企業長から議案の提出がありましたので、報告いたします。
総務課庶務係長に朗読させます。

〔総務課庶務係長朗読〕

- （真子憲一郎総務課庶務係長） 朗読いたします。

水企総第968号

平成24年3月19日

越谷・松伏水道企業団議会

議長 伊藤 治 様

越谷・松伏水道企業団

企業長 福岡 章

平成24年3月定例会に付議する議案の送付について

標記について、3月26日招集に係る平成24年3月定例会に本職から提案する議案として、別添議案目録のとおり議案書を送付します。

議 案 目 録

- 1、越谷・松伏水道企業団の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 1、越谷・松伏水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例制定について
 - 1、平成24年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計予算について
- 以上でございます。

△特定事件の審査結果報告

- （伊藤 治議長） 次に、去る12月定例会において水道事業調査研究特別委員会に付託した特定事件について、委員長から調査結果の報告がありましたので、その写しを報告第1号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、去る12月定例会において議会運営委員会に付託した特定事件について、委員長から審査結果の報告がありましたので、その写しを報告第2号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

承願います。

次に、去る12月定例会において水道事業調査研究特別委員会に付託した特定事件について、委員長の報告を求めます。

水道事業調査研究特別委員会、鈴木勝委員長、登壇して報告願います。

〔鈴木 勝水道事業調査研究特別委員長登壇〕

○（鈴木 勝水道事業調査研究特別委員長） 議長のご指名によりまして、水道事業調査研究特別委員会に付託されました閉会中の特定事件について、その調査概要を報告申し上げます。

当委員会は、去る2月13、14日の2日間にわたり、委員13名及び議長並びに高橋、会田両参与、企業長が出席し、島村お客さま課長が随行の上、「お客さまサービスの取り組みについて」、「水道施設の耐震化事業等の取り組みについて」の2項目を調査事項とし、兵庫県淡路広域水道企業団、大阪府豊中市上下水道局への行政調査を実施いたしました。

まず、淡路広域水道企業団において、「お客さまサービスの取り組みについて」の調査を行いました。淡路地域では、水源として島内のダムと明石海峡大橋に設置した添架送水管による兵庫県からの本土導水を利用しています。しかし、その地理的条件から維持管理経費等がコスト高となっていたため、平成22年4月より構成3市の水道事業を企業団に統合し、スケールメリットを活かした安定水量の確保と安心・安全な水の供給を行っているとのことでした。

また、水道事業の効率的な一元管理とお客さまサービスの向上を図るため、お客様に対する窓口業務等を一括して公募型プロポーザル方式による包括委託としたとのことでした。この委託業務では、従来のサービス水準を維持しつつ、お客様の利便性を高めるため、構成市ごとに委託業者による「お客さまセンター」を設置して、窓口受付・料金等の問い合わせなどに対応しており、さらに構成市ごとに企業団の「サービスセンター」を設置して、指導・監督を行っているとのことでした。これにより、事業運営の効率化及び財政基盤等の強化が図られているとのことでした。

次に、大阪府豊中市上下水道局において、「水道施設の耐震化事業等の取り組みについて」の調査を行いました。豊中市では、一体的かつ総合的な水政策を展開し、効率的経営やお客さまサービスの向上を図るため、水道事業及び下水道事業の両組織を統合して上下水道局としています。

水道は欠くことのできないライフラインであり、平常時はもとより、震災等の非常時であっても給水を確保することが重要です。そこで、地域水道ビジョン「とよなか水未来構想」や地域防災計画との整合性を図りながら、地震による水道施設の被害を最小限にとどめ、市民に対する給水を間断なく確保するため、平成32年度までの10年間の実行計画として「水道配水施設耐震化計画」を策定したとのことでした。この計画では、「発生被害の抑制対策」として基幹構造物と水道管路の耐震化対策と、「影響の最小化対策」として水道管路の耐震ネットワーク構築と応急給水拠点の整備対策を定め、効率的かつ効果的に取り組んでいるとのことでした。また、施策についての整備目標率と1年毎の計画目標値を定め、毎年度進捗度の評価と見直しを行いながら、耐震化事業を推進し

ているとのことでした。

以上が今回の行政調査の概要であります。全体を通して、各市、企業団の貴重なお話を伺うことができました。今後は、行政調査で学んだことを議会や事業経営の中で生かしていきたいと考えております。

なお、詳細につきましては、議長の許可をいただき、調査結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、ごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○（伊藤 治議長） 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○（伊藤 治議長） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第81条の規定により、私から、13番松島孝夫議員、14番樫村紀元議員、15番佐々木浩議員を指名いたします。

◎会期の決定

○（伊藤 治議長） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○（伊藤 治議長） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎平成24年度水道事業経営方針説明

○（伊藤 治議長） 次に、新年度を迎えるに当たり、企業長から平成24年度水道事業経営方針の説明を聴取いたします。

福岡章企業長、登壇して説明願います。

〔福岡 章企業長登壇〕

○（福岡 章企業長） おはようございます。平成24年3月定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様にはご健勝のうちにご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

本定例会におきまして、新年度の予算案及び議案をご審議いただきますが、越谷・松伏水道企業団の経営方針を申し述べ、議員の皆様、そしてお客様のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

昨年3月11日に発生した東日本大震災から1年が経過いたしました。この震災によって広い地域にわたり甚大な被害が発生し、津波被害や東京電力福島第一原子力発電所事故などにより、今なお

多くの方々が避難生活を余儀なくされています。当企業団といたしましても、被災地の一日も早い復旧・復興に向け、でき得限りの支援を継続してまいります所存であります。

未曾有の被害とその後の日本経済に大きな影響をもたらした東日本大震災に加え、東北及び関東地方一帯の水道事業体においては、原発事故に伴う放射性物質の拡散から水道水の安全性が脅かされ、水道に対する信頼を根底から揺るがす事態となったことは、水道事業経営の厳しさに拍車をかけるものとなっております。このことは、水道事業の広域化や公民連携、海外水ビジネスの推進機運の高まりへとつながっていくものと思います。

水道事業体の使命である安全な水の安定供給には、水道施設や設備の更新が不可欠であり、平成24年度から築比地浄水場の耐震化工事等に着手いたしますが、本年度が水道事業の再構築元年となるよう、信頼性と経営の健全性の向上に努めていく所存であります。

「水道事業基本計画2006（後期見直し）」を着実かつ効果的に進めることができるよう、平成24年度の予算編成に当たりましては、「安全・安心、信頼される持続可能な事業経営」をスローガンに掲げ、予算及び実施計画を取りまとめいたしました。その結果、収益的収支では水道事業収益において、前年度当初比4,700万円の減額としながらも、企業債の繰上償還などによる経費の縮減や人件費の抑制を図ってきた効果などから、収支では4億4,000万円の収益を見込むことができました。

なお、平成24年度はこれまでの配水量の動向を考慮し、計画配水量を前年度当初比20万立方メートル減の3,950万立方メートルといたしました。

それでは、順次、「水道事業基本計画2006（後期見直し）」の基本方針に沿って、主要な施策につきましてご説明申し上げます。

まず、第1の柱である「安全な水の安定給水をめざして」では、水道は社会・経済活動を支える重要なライフラインとして必要不可欠なものとなっています。どのような状況にあっても、常に安全で良質な水を安定的に供給しなければなりません。しかしながら、放射性物質により水道水の安全性が脅かされる事態が発生した経過を踏まえ、これまで以上に水質の安全性に対し注意を払っていく必要があります。

引き続き「越谷・松伏水道企業団水質検査計画」に基づき検査を実施するとともに、新たに策定した「水道水中の放射性物質のモニタリング実施計画」に基づいて浄水場ろ過池の放射性物質検査を実施し、水質基準に適合した安全な水の供給に努めてまいります。

また、安定給水を確保するための配水管や浄・配水場といった基幹施設の耐震化及び日ごろの維持管理も非常に重要であり、発生する確率が高まっているとされる首都直下型地震への備えが急務となっております。浄・配水場の耐震化への取り組みとして実施いたしました耐震診断及び実施設計を踏まえ、築比地浄水場耐震補強及び設備整備事業を平成24年度より3カ年の継続事業として実施してまいります。事業内容は、耐震性能を有していないR C配水池、P C配水池及び接触ろ過池の耐震補強を行うとともに、あわせて設置後37年を経過している浄水場内のポンプ設備や電気設備

等の更新を行うものであります。平成24年度は、このうちR C配水池の耐震補強工事を実施いたします。

また、事業期間中、築比地浄水場の配水能力が低下することから、その補完措置として西部配水場の配水ポンプを増強してまいります。さらに、築比地浄水場の整備にあわせ、中央管理室監視制御設備につきましても、平成24年度より3カ年の継続事業で整備してまいります。当設備は、平成10年度の改修後、老朽化してきていることから、機器の安定的な稼働を確保するため更新するものであります。

浄・配水場の非常用発電機につきましては、さきの計画停電対応時にその機能を発揮し、断水することなく皆様に水を供給することができました。これを契機に再点検を実施したところ、南部浄水場におきまして部品の損傷が確認できましたことから、設備の適正な稼働を確保するため整備してまいります。

配水管の維持管理につきましては、漏水による水資源の損失を防止するため、平成24年度は越谷市北部地区及び松伏町全域において漏水調査を実施してまいります。また、漏水調査で発見された箇所はもとより、お客様から通報をいただいた箇所について、水道施設管理システムの配・給水管図をもとに確認し、現地調査を行った上で、速やかな漏水修繕を行ってまいります。その他、休日・夜間における突発的な破損事故に対応するため、修繕業務委託にて速やかな復旧に努めてまいります。

配水管網の整備といたしましては、土地区画整理事業地内や都市計画道路等の新設道路整備に合わせ、新たな配水管を布設してまいります。土地区画整理事業施行者の依頼に基づく受託工事につきましても、事業進捗に合わせた配水管布設工事を行うとともに、構成団体の公共下水道整備に伴う配水管切廻し工事等を行ってまいります。また、老朽化した配水管や橋りょうに架設された添架管の布設替工事を行ってまいります。

これら配水管の布設並びに更新事業等において耐震型継ぎ手を有する耐震管を採用することにより、平成24年度末の管路の耐震化率は約43%となる見込みでございます。

旧大袋浄水場跡地の整備につきましては、昨年度に越谷市が施行する西大袋土地区画整理事業の進捗に合わせ、施設の解体撤去等を予定しておりましたが、移転補償が平成24年度となったことから、本年度に実施してまいります。

水質に係る分析機器につきましては、老朽化に伴う精度の低下や故障によるデータの欠測などがないよう、毎年計画的に更新してまいりましたが、平成24年度は超純水製造装置の更新を行い、正確性、迅速性を有した検査体制を確保してまいります。

災害対策といたしましては、大規模震災を含めたさまざまな危機に対応すべく研修会や職員参集訓練等を実施してまいります。未曾有の被害をもたらした東日本大震災で経験したように、一たび大規模な災害が発生すると、救援機関の活動は著しく制限されることが予想されます。大規模な災

害や事故の発生に備え、平成19年度から実施しております水道ボランティア制度につきましては、引き続き企業団勤務経験者など水道事業に関する知識や経験等を有する方々にご協力いただき、災害発生時における情報収集や応急給水活動などの体制強化に努めるとともに、連携を深めてまいります。

自治会等が実施する防災訓練に積極的に参加し、地元住民の皆様に対し、災害時における水の必要性や耐震型緊急用貯水槽の操作方法など、引き続き周知・啓発を行ってまいります。

さらに、災害用備蓄品に関しましては、万が一の事態に備え、非常用飲料水袋やボトル水の備蓄を今後継続して行ってまいります。

次に、第2の柱である「給水サービスの向上をめざして」では、給水サービスの向上を常に心がけ、成果としてお客様の目に見える形にしていかなければなりません。

経年化した配水管の洗浄作業を委託し、濁水発生を軽減することでお客様の水道に対する信頼性を高めるよう努めてまいります。

また、給水不良箇所や道路内にふくそうする給水管の解消に向け、特定配水管布設工事を計画的に行ってまいります。

さらに、配水管からお客様の蛇口にフレッシュ給水を行うため、新築や改築等の際、3階建てまでの建築物には直結直圧給水方式を、また中高層建築物には増圧ポンプによる直結増圧給水方式を促進し、新鮮な水の供給が可能となる世帯が増加するよう取り組んでまいります。

お客様と一体となった水道事業経営を実現するためには、お客様の声を真摯に受けとめるとともに、水道事業に関する理解を深めていただくことが肝要と考えます。広報広聴業務といたしまして、常にお客様のニーズの把握や水道事業に関する理解を深めていただけるよう、お客様意識調査を実施するとともに、水道モニターへのアンケート調査や出前講座の実施など、広報広聴活動を有機的に連携させ、水道事業に対するお客様の理解と信頼性の向上に努めてまいります。

今年度も、親子水道教室と一般の方を対象にした水道教室を開催し、お客様と水源地域との交流事業を通して、水道水がどのようにつくられるかを知っていただくとともに、限りある貴重な資源である水の大切さを啓発してまいります。

また、毎年水道週間にあわせて開催している水道フェアを初め各種イベントを通じて安全・安心な水の安定供給について積極的なPR活動に努めてまいります。

東日本大震災被災者への生活支援として、平成23年度から実施している水道料金の減免措置につきましては、被災地の復旧と復興に時間が必要なことや、放射性物質などによる被害が解決していない状況をかんがみ、平成24年度も継続して実施してまいります。

次に、第3の柱である「持続可能な水道事業経営をめざして」では、水道事業経営の存立基盤である料金収納を確実に行うことが何より重要であります。収納率の向上に向け、未納者への早期訪問、早期徴収を行うとともに、未納者に対し支払い督促や支払い約束書の提出を求め、未収金の回

収に努めてまいります。

安定収入につながる窓口納付制から口座振替制への切りかえにつきましては、引き続きあらゆる機会を通してPRを行い、収入確保の推進に努めてまいります。

事務改善といたしまして、内部事務の効率化に向けた水道料金システムの整備や、新たな公営企業会計制度への移行に伴う企業会計システムの整備を図ってまいります。契約業務につきましても、昨年10月より埼玉県電子入札共同システムを活用した電子入札制度を本格導入いたしました。今後もより公正で透明性の高い入札・契約手続を推進してまいります。

全国的には人口の減少局面を迎えており、当企業団の区域内給水人口も近い将来ピークを迎えることが見込まれます。今後、給水収益の増収を期待することが難しくなる中、施設整備の重点も新設から更新・維持管理へと移行するなど、経営状況は厳しくなっていくことが予想されます。

持続可能な水道事業経営を目指し、今後も経営健全化に取り組み、将来負担となる企業債の借入れを極力抑制し、平成24年度までの特例措置として認められている公的資金補償金免除繰上償還を行うなど、経営の安定化を図ってまいります。

日本の水道は、高度な浄・配水技術に支えられた世界トップレベルの安全性を誇るものであり、私たちの生活や経済活動を支える重要なライフラインであります。水道事業体の使命は、どのような状況にあっても常に安全で良質な水を安定して供給することにあります。近年、高度経済成長期に整備した多くの水道施設が更新時期を迎え、施設の維持管理や耐震化の重要性が増し、水道事業には一層の事業の効率化が求められております。さらには、東京電力福島第一原子力発電所事故に端を発した水道水からの放射性物質の検出は、これまで築き上げてきた水道水の安全に対する信頼を揺るがす大きな問題となりました。今まさに水道の安全性の確保と信頼の回復が喫緊の課題となっています。

当企業団では、「水道事業基本計画2006（後期見直し）」に掲げた3つの柱である「安全な水の安定給水」「給水サービスの向上」「持続可能な水道事業経営」を再確認し、計画事業の進捗管理を行うとともに、将来における施設の改築や更新を見据え、水道事業のさらなる健全経営に努め、水道のあるべき将来像の実現のため、公営企業としての経済性を発揮し、次世代に責任を持った水道事業経営を目指してまいります。

以上、主要事業につきまして申し述べましたが、新年度も水道事業の運営に最善の努力を傾注し、職員一丸となって安全な水の安定供給に努め、お客様に満足いただけるサービスを提供してまいります。議員の皆様、越谷市・松伏町のお客様には、限りないご指導とご理解、ご協力を重ねてお願い申し上げます。

◎企業長提出議案の一括上程及び提案理由の説明

○（伊藤 治議長） 次に、企業長提出第1号議案ないし第3号議案の3件を一括して議題といたし

ます。

企業長から提案理由の説明を求めます。

福岡章企業長、登壇して説明願います。

〔福岡 章企業長登壇〕

○（福岡 章企業長） 本定例会には、「越谷・松伏水道企業団の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を初め、3件の議案をご提案申し上げておりますが、十分にご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

それでは、各議案につき順次ご説明申し上げます。

まず、第1号議案について、本議案は、平成23年5月2日に公布されました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる第1次一括法により、地方公営企業法の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、資本制度の見直しとして、利益及び資本剰余金の処分について、地方公営企業法の規定が削除されることから、従来どおりの処分を継続すべく、条文を追加するものでございます。

具体的には、第4条として利益の処分について規定し、毎事業年度に生じた利益につきましては、前年度から繰り越した欠損金のあるときはその欠損金を埋め、なお残額があるときは減債積立金または利益積立金に積み立てることといたします。さらに、それら積立金の使途について規定するもので、積立金を当該目的以外の使途に使用する場合は、議会の議決を経ることといたします。

また、第5条として資本剰余金の処分について規定し、補助金や負担金等をもって取得した資産については、取得額から補助金等の相当額を除いて減価償却を行う、いわゆるみなし償却を行っておりますが、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、または譲渡、撤去若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して損失を埋めることができることとし、その他、条文を整理するものでございます。

なお、本条例につきましては、地方公営企業法改正の施行期日に合わせ、平成24年4月1日から施行してまいります。

次に、第2号議案について、本議案は、平成23年8月30日に公布されました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる第2次一括法により、水道法の一部が改正されることに伴い、新たに条例を制定する必要があるため、提案するものでございます。

本条例の内容でございますが、水道法の一部改正により、従来は法令で定められておりました布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準につきまして、地方公共団体については、条例で定めることとされたことに伴い、それぞれの基準を定めるものでございます。

具体的には、まず布設工事監督者の配置基準でございますが、布設工事監督者を配置する工事につきまして、水道法では「水道の布設工事」すなわち『水道施設の「新設」又は政令で定める「その増設」若しくは「改造」の工事』と定めております。そこで、当企業団におきましても、従来と同様に布設工事を適切に施工・監督していくため、水道法第3条第8項に規定する水道施設について、その「新設」または「増設」若しくは「改造」の工事を「布設工事監督者を配置する工事」として定めるものでございまして、法令と同一の配置基準としております。

次に、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準につきましては、水道法により、政令に定める資格を参酌し条例で定めるものとされております。そこでこの資格基準については、該当職員のそれぞれの学校における課程の履修経歴と水道の工事等に関する技術上の実務経験を総合的に勘案し、法令で定める資格基準と同様の内容で定めるものでございます。

なお、本条例につきましては、水道法改正の施行期日に合わせ、平成24年4月1日から施行してまいります。

次に、第3号議案についてご説明申し上げます。「予算書及び予算説明書」の1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条は、総則を定めたものでございます。

第2条は、「業務の予定量」を定めたもので、給水戸数を15万3,300戸とし、前年度より1,900戸増加することを見込んでおります。配水量につきましては、給水戸数及び人口の増加が見込まれるものの、世帯当たりの配水量は減少傾向にあることから、1日平均配水量を10万8,219立方メートル、年間配水量を3,950万立方メートルといたしました。

また、主な建設改良事業といたしまして、築比地浄水場耐震補強及び設備整備工事や老朽管布設替工事など、工事請負費16億6,500万円を計上いたしました。

第3条は、「収益的収入及び支出」の予定額を定めたもので、水道事業収益73億500万円、水道事業費用68億6,500万円を計上いたしました。

これにより、収支では、税込みで4億4,000万円の利益が見込まれるところでございます。

それでは、主なものについて順次ご説明申し上げます。恐れ入りますが、21ページの予算執行計画書をごらんいただきたいと思います。

まず、収入の第1款「水道事業収益」ですが、第1項「営業収益」は、水道水の売り上げによる1目「給水収益」で69億5,010万円、2目「その他営業収益」として、維持管理収益、公共下水道使用料徴収事務費負担金、その他給水工事に係る設計審査手数料などで2億8,990万円、合わせて72億4,000万円を計上し、前年度に対して3,716万円、0.51%の減といたしました。水道事業収益の大半を占める給水収益の算定に当たりましては、年間配水量3,950万立方メートルに対し、有収水量3,752万5,000立方メートル、有収率で95%と見込み、平均単価を185円21銭として算出したところでございます。

第2項「営業外収益」は、有価証券利息などの1目「受取利息及び配当金」や、大袋浄水場跡地の移転補償料を含む3目「雑収益」などで、総額6,360万円を計上し、前年度に対して1,004万円、13.63%の減でございます。

第3項「特別利益」につきましては、10年を経過し時効を迎えた過誤納金を、過年度損益修正益として140万円を計上いたしました。

以上、合わせまして第1款「水道事業収益」の総額は、73億500万円で、前年度に対し4,700万円、0.64%の減でございます。

次に、23ページ以下、支出について申し上げます。

第1款「水道事業費用」、第1項「営業費用」の1目「原水及び浄水費」では、配水管理課職員26人の人件費のほか、中央管理室の集中管理設備点検などの委託料で4,832万円、浄・配水場内設備などの修繕費3,420万円、浄・配水場及び水源の電気料など動力費1億5,300万円、県水受水費23億6,700万円など、合わせて28億6,700万円を計上いたしました。

2目「配水及び給水費」では、施設課職員27人の人件費のほか、漏水修繕や道路舗装などの委託料2億6,270万円など、合わせて4億7,930万円を計上いたしました。

3目「業務費」は、水道料金の調定・収納・検針などに係る費用で、お客さま課職員32人の人件費のほか、量水器の検定満期による交換や水道料金システム、検針等の委託料2億3,953万円など、合わせて5億9,130万円を計上いたしました。

4目「総経費」は、総務課職員21人の人件費のほか、企業団運営に係る備消耗品費や光熱水費、委託料など物件費で3億7,180万円を計上いたしました。

5目「減価償却費」は、配水管等の構築物の減価償却費などで16億7,860万円を計上いたしました。

6目「資産減耗費」は、固定資産の除却費などで8,300万円を計上いたしました。

これらを合わせた第1項「営業費用」は、60億7,100万円で、前年度に対し1,300万円、0.21%の増でございます。

続きまして、第2項「営業外費用」、1目「支払利息及び企業債取扱諸費」では、企業債利息などで5億7,920万円を計上いたしました。

2目「雑支出」では、災害用備蓄材料費等で180万円を計上いたしました。

3目「消費税」の納付予定額は1億4,000万円でございます。

これら合わせて、第2項「営業外費用」としては7億2,100万円で、前年度に対し7,000万円、8.85%の減でございます。

第3項「特別損失」では、1目「過年度損益修正損」で平成21年度に係る水道料金不納欠損額等3,150万円を計上し、また2目「その他特別損失」は固定資産撤去費で、大袋浄水場跡地に現存する施設の撤去費3,150万円を計上し、合わせて6,300万円、前年度に対し500万円、7.35%の減でござ

ざいます。

第4項「予備費」は、前年度に対し500万円増の1,000万円を計上いたしました。

以上、合わせまして第1款「水道事業費用」の総額は、68億6,500万円で、前年度に対し5,700万円、0.82%の減でございます。

恐れ入りますが、予算書の1ページにお戻り願います。

第4条は、「資本的収入及び支出」の予定額を定めたもので、資本的収入9億2,200万円、資本的支出37億1,200万円を計上いたしました。

したがって、資本的収入額が資本的支出額に不足する額27億9,000万円を、「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額」、「減債積立金」、「過年度損益勘定留保資金」をもって補てんの予定でございます。

それでは、収入からご説明申し上げます。恐れ入りますが、30ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第1款「資本的収入」、第1項「企業債」は、配水施設改良事業である築比地浄水場の耐震補強事業等に充当する1億円を計上いたしました。

第2項「分担金」では、加入者件数を1,840件と見込み、4億7,000万円を計上いたしました。

第3項「補助金」では、築比地浄水場の耐震補強事業に係る補助金632万円を計上いたしました。

第4項「工事負担金」では、3億4,568万円を計上いたしました。主なものは、越谷市施行の土地地区画整理事業及び都市再生機構施行の越谷レイクタウン特定土地地区画整理事業に係る配水管布設等工事負担金、合わせて2億8,478万円、下水道工事による配水管切廻し工事負担金5,090万円でございます。

これらを合わせた第1款「資本的収入」の総額は9億2,200万円で、前年度に対し1億700万円、13.13%の増でございます。

次に、31ページ以下、支出では第1款「資本的支出」、第1項「建設改良費」、1目「配水施設拡張費」で、総務課職員3人の人件費のほか、都市計画道路や土地地区画整理事業地内への配水管布設約630メートルを予定し、配水管布設工事8,716万円など、合わせて1億1,570万円を計上いたしました。

2目「配水施設改良費」では、施設課職員12人の人件費のほか、委託料として築比地浄水場及び中央管理室の整備工事に係る監理業務委託料など3,086万円を計上いたしました。

また、工事請負費の主なものは、自主工事として築比地浄水場耐震補強及び設備整備工事、老朽管布設替工事や舗装復旧工事などで13億2,200万円を計上し、受託工事では越谷市施行の土地地区画整理事業地内や都市再生機構施行の越谷レイクタウン特定土地地区画整理事業地内の配水管布設工事、下水道工事による配水管切廻し工事などで3億4,300万円を計上いたしました。自主工事・受託工事合わせまして16億6,500万円を計上し、2目「配水施設改良費」総額では18億520万円を計上

いたしました。なお、配水管の施工予定延長としては、約16キロメートルでございます。

次に、3目「営業設備費」では、「機械及び装置」で西部配水場の配水ポンプや小水力発電装置など2億2,750万円、「工具器具及び備品」で超純水製造装置の購入など500万円、量水器購入で9,400万円など、合わせて3億2,810万円を計上いたしました。

以上、第1項「建設改良費」として22億4,900万円を計上いたしました。

次に、第2項「企業債償還金」では、通常の償還元金10億7,375万円と公的資金補償金免除繰上償還元金3億8,924万円の合わせて14億6,299万円を計上いたしました。

また、第3項として、「国庫補助返還金」1万円を科目設定として計上しております。

これらを合わせた第1款「資本的支出」の総額は37億1,200万円となり、前年度に対し6億2,700万円、20.32%の増でございます。

予算書の2ページにお戻りいただきたいと思います。

第5条は、継続費で、今年度から平成26年度の3カ年にわたり実施する事業の総額と各年度の年割額について定めたものでございます。築比地浄水場耐震補強事業等監理業務委託で総額8,700万円、築比地浄水場耐震補強及び設備整備事業で総額26億1,000万円、中央管理室監視制御設備整備事業で総額7億6,000万円の合わせて34億5,700万円を計上いたしました。

第6条は、債務負担行為で、平成25年度の水道だよりを発行するに当たり、編集業務を年度内に着手する必要があるため設定するもので、平成25年度までの期間で限度額を570万円とするものでございます。

第7条は、企業債の借入限度額及び借入条件を定めたもので、配水施設改良事業である築比地浄水場の耐震補強事業等の財源として1億円を借り入れるものでございます。

第8条は、一時借入金の限度額を定めたもので、2億円とさせていただきました。

第9条は、(1) 営業費用、(2) 営業外費用、(3) 特別損失の項におきまして、予定支出の経費の金額を流用することができることを定めたものでございます。

第10条は、(1) 職員給与費と(2) 交際費の流用において、議会の議決を必要とすることを定めたものでございます。

第11条は、たな卸資産として量水器などの購入限度額を定めたもので、限度額は1億220万円でございます。

以上、今回ご提案申し上げました議案につきましてご説明申し上げましたが、十分ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

◎休憩の宣告

○（伊藤 治議長） この際、暫時休憩いたします。

10時55分 休憩

11時07分 再開

◎開議の宣告

○（伊藤 治議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎企業団行政に対する一般質問

○（伊藤 治議長） これより企業団行政に対する一般質問を行います。

今定例会における質問発言者及び答弁指定者につきましては、あらかじめ一般質問通告一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

発言順に従いまして、順次質問を許します。

8番、福田晃議員、企業団行政に対する1件の質問事項について発言を許します。

登壇して発言願います。

〔8番 福田 晃議員登壇〕

○8番（福田 晃議員） 議長の許可をいただきましたので、事前に通告いたしました1項目、「長期的視点に立った経営健全化への取り組みについて」を3つの観点から質問いたします。

長期的視点と言えば、「水道事業基本計画2006（後期見直し）」における地域水道ビジョンが存在しておりますが、そこには詳しく触れていない部分について質問をさせていただきます。また、このたびの一般質問は、先月2月13日、14日の行政調査で学んだことを生かしていきたいという私なりの思いがあることを事前にお知らせしたいと思います。

それでは、本題に移ります。皆様ご認識のとおりであります。水道事業における社会的環境は大変厳しいものとなっております。まずは人口の減少です。水道企業団管轄範囲における人口は、平成34年度をピークに減少に向かうことが想定されています。では、人口がピークを迎える平成34年度までは収益が増加していくかと言えば、それも違うようです。企業団の「水道事業基本計画2006（後期見直し）」を見ても、既に横ばいからやや減少という想定グラフとなっております。その理由として、節水意識の向上や節水器具の発展が挙げられています。特に節水器具の進歩は目覚ましく、トイレやシャワー器具などの使用水量は以前の半分以上となっている製品もあるようです。また、洗濯においてはすすぎを1回で済ませることができる商品も開発され、可能な限り節水をしていこうという流れがとまることはありません。また、今は現実的ではないかもしれませんが、いずれ治水対策との関連で、家庭用雨水タンク設置義務のような法律ができ、さらに水道水の使用量が減る可能性がないとも言い切れません。このように水道事業の収益が伸びる要因はほとんど見つからない状況ですが、逆に管路の耐震化などまだまだ投資が必要な部分は多く、設備にかかる費用を削減できる要因もなかなか見つけにくい状況だと思えます。

そのような状況の中、他の自治体は経営の健全化に向けてどのような取り組み、特にコスト削減に向けた取り組みをしているのでしょうか。水道事業という特定業務においては、特別な手法はなかなか見つからないと思いますが、私なりに調べていきますと、これから挙げる3つの取り組みが経営の健全化に対して大きな可能性があるのではないかと考えており、おのおのについて企業長に越谷・松伏水道企業団の方向性をお聞きしたいと思います。

まず1つ目は、広域化です。国が広域化を推奨しているということから考えても、やはり規模を大きくして共通業務部分のコストを削減するという方法が一番インパクトがある方法ではないかと思います。越谷市、松伏町を含む県東南部の5市1町は、既にごみ処理におきまして東埼玉資源環境組合という一部事務組合を組織しているので、私を含む市町民がこの地域で似たような仕組み、広域組織ができるのではないかと考えに及ぶのは想像に易しいと思います。当然これは相手があることなので、すぐにやりましょうということにはならないと思いますし、インフラ等設備の整備状況から見ても、一緒になって得をする結果につながるかどうかは慎重に判断する必要もあると思います。しかしながら、広域化を実現するということは非常に多くの時間がかかることなので、私の個人的感覚では、広域化ありきではないにしろ、そろそろ5市1町で方向性の確認などをしていく時期に来ているのかと思います。

そこで、企業長が考える広域化についての認識をお聞かせください。また、越谷・松伏水道企業団は埼玉県水道広域化協議会の代表者幹事となっているはずですが、協議会が考えている広域化についても教えていただければと思います。

2つ目は、業務委託です。2002年に改正水道法が施行され、民間が水道の運用を請け負えるようになったことにより、多くの自治体や企業団が取り組んでいるところですが、外資系企業の本格的参入という新しい流れが起き始めています。2012年3月13日の日本経済新聞によれば、世界最大の水道会社、フランスのヴェオリア社が愛媛県松山市の水道事業の運営管理を包括的に受託したとのことです。ヴェオリア社は松山市の想定していた価格よりも2割程度安く提案し、技術面でも既存の業者であった日本の企業よりすぐれた提案をし、業務受託を勝ち取ったとのことです。業務委託については、委託側の管理能力も問われることや、業務がブラックボックス化しやすいことなど課題も多くあるところですが、松山市の事例から見ても価格面、技術面から幅広い検討の可能性が出てくるのではないかと思います。

そこで、現在越谷・松伏水道企業団が考える業務委託の方向性について企業長の考えをお聞かせください。

最後、3つ目は新規ビジネスです。水道事業に新規ビジネスがあるのかという疑問も浮かびますが、東京都、横浜市、名古屋市、大阪市、北九州市などの大都市は、日本で培ったノウハウを生かし、海外水ビジネスに参入し、事業を受注しています。インフラ整備、運用から料金回収までを安定してこなす日本の技術は世界で通用すると言われていきますし、実際漏水率の低さにおいて日本は

世界のトップレベルであるとのこと。現在の越谷・松伏水道企業団の規模では難しいかもしれませんが、5市1町での広域化後に技術部門を集約し、海外に打って出るという可能性も出てくるのではと勝手に考えたりしています。海外でなくても構いませんが、越谷・松伏水道企業団が考える他に収益を稼ぐ新ビジネス等の方向性について企業長のお考えをお聞かせください。

以上で質問を終わります。

○（伊藤 治議長） ただいまの質問に対し、企業長の答弁を求めます。

〔福岡 章企業長登壇〕

○（福岡 章企業長） それでは、福田議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、企業団の広域化についてのお尋ねでございますが、生活様式の多様化、節水意識の高まりや節水機器の普及などから水需要が減少傾向にあり、料金収入の増加が見込めない今日において、将来にわたり施設の更新並びに耐震化等を着実に進めていくためには経営基盤の強化が必要であり、広域化はその有力な施策であると認識しております。

厚生労働省は平成20年度に「広域的水道整備計画及び水道整備基本構想について」の通知を各都道府県にいたしました。その中で水道整備基本構想を策定する際の目標設定に、「水道の運営基盤を強化するため、施設の一体化、経営の一体化、管理の一体化など多様な形態の広域化について考慮すること」とし、国が先頭に立って進めているものでございます。これを受け、埼玉県が各市町村の水道事業体に意見を求めるなどした上で、平成23年3月に「埼玉県水道整備基本構想」いわゆる埼玉県水道ビジョンを改定いたしました。この構想では、県内を12のブロックに分け、おおむね半世紀先の県内水道一本化を見据え、目標年度である平成42年度までに各ブロック単位での段階的な広域化を目指すこととしております。当企業団は、草加市、八潮市、三郷市、吉川市とで構成する第2ブロックに位置づけられております。このエリアは、ご質問にございました県東南部の5市1町と符合する形となっております。当企業団も他団体とともにこの構想に掲げる広域化を検討、協議する場である埼玉県水道広域化協議会に幹事として参加し、地域特性や運営規模を考慮した20年後の県内水道のあるべき姿の検討や広域化推進策の素案の作成を行ったものでございます。基本構想策定後は、各ブロックにおいて設置されました広域化実施検討部会に参加しておりますが、具体的な方策等の検討につきましてはこれからという段階でございます。

いずれにいたしましても、広域化は今後、料金収入の増加が期待できない中で、将来にわたり施設の更新並びに耐震化等を進めていくためにスケールメリットを発揮し、より効率化を図り、経営基盤の強化をしていく上で必要であると考えております。

次に、業務委託についてのお尋ねでございますが、水道事業における民間資本の参入は、21世紀が「水」をめぐる戦争の世紀と呼ばれるほどグローバルな展開を見せております。世界的には人口の増加や都市化などから農業や工業における水の需要は増大し、絶対量が不足するとされておりますが、一方、国内を見ても、北海道や長野県などで外国資本による水源地域の用地買収が確

認されていることなどから、埼玉県におきましてはこの２月議会に「埼玉県水源地保全条例案」を提案するなど、良質な水源の確保は身近な問題となりつつあります。また、水道事業運営におきましても、松山市のヴェオリア・ウォーター・ジャパン株式会社の例のように民間資本の参入拡大が見られますが、海外では水道事業を一たん民間に委託したものを、公営に戻すという動きも見られます。これは、民間企業は利潤を追求せざるを得ず、委託した後に料金が上昇したり、破綻や撤退するという例があるとのことで、包括的な委託に際しては、長期的な視点はもとより、公的関与の仕組み、リスク管理やファイナンスのマネジメントなどを適切に行えなければ、経営の健全化どころか水の安全性や安定供給をも脅かす事態が生じることになりかねないと考えるところでございます。

当企業団といたしましては、現在検針業務や施設・設備等の維持管理業務において民間のノウハウを活用してアウトソースを行っておりますが、包括的な管理運営委託につきましては、今後、他団体の実態あるいは効果等について調査を行い、安全な水を安定して安価に供給するという水道事業の使命に照らして長期的な視点から検討し、経営の健全化につなげてまいりたいと考えております。

次に、新ビジネスについてのお尋ねでございますが、ご案内のとおり、水ビジネスについては、社会・経済のグローバル化や新興国の生活水準の向上などを背景といたしまして、水道に関する市場の拡大が見込まれることから、水道水を直接飲むことができる我が国のすぐれた水道技術や管理ノウハウを活用して海外に進出しようとする動きが活発になりつつあります。これらは水道事業体の経営状況が厳しさを増しているということも背景にあるものと考えますが、水道に関する高度な技術や体力を有する団体は少数であるというのが現状でございます。埼玉県を初め東京都や横浜市などの都道府県や政令指定都市レベルでの海外水ビジネスへの参入は、十分な技術的裏づけはもとより、調査研究体制と職員の確保など相当の規模が必要であります。当企業団の規模、体制、経営状況からは、海外の水ビジネスへの参入はもとより、水道事業が公営企業法に位置づけられていることから、事業から派生する新たな水ビジネスの創出などは難しいところでございます。

いずれにいたしましても、経営の健全化や基盤強化は大きな課題であり、特に包括委託など公民連携は広域化とあわせて検討すべき課題であると考えております。今後とも埼玉県や関係市と連携して進めてまいりたい、このように考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○（伊藤 治議長） ただいまの答弁に対し、続けての質問はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○（伊藤 治議長） 以上で福田晃議員の質問を終了いたします。

これにて企業団行政に対する一般質問を終結いたします。

◎企業長提出第1号議案の質疑、討論、採決

- （伊藤 治議長） 次に、企業長提出第1号議案の質疑、討論、採決を行います。

第1号議案「越谷・松伏水道企業団の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （伊藤 治議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （伊藤 治議長） この際、暫時休憩いたします。

11時22分 休 憩

11時22分 再 開

◎開議の宣告

- （伊藤 治議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の発言はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （伊藤 治議長） 討論の発言はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （伊藤 治議長） 挙手は全員であります。

したがって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

◎企業長提出第2号議案の質疑、討論、採決

- （伊藤 治議長） 次に、企業長提出第2号議案の質疑、討論、採決を行います。

第2号議案「越谷・松伏水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例制定について」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （伊藤 治議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （伊藤 治議長） この際、暫時休憩いたします。

11時23分 休 憩

11時23分 再 開

◎開議の宣告

- （伊藤 治議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の発言はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （伊藤 治議長） 討論の発言はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （伊藤 治議長） 挙手は全員であります。

したがって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

◎企業長提出第3号議案の質疑、討論、採決

- （伊藤 治議長） 次に、企業長提出第3号議案の質疑、討論、採決を行います。

第3号議案「平成24年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計予算について」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番、鈴木勝議員。

- 4番（鈴木 勝議員） 4番議員の鈴木勝です。ただいま議長より許可を得ましたので、3点ほど質問させていただきます。

まずは23ページの水質検査委託料でございます。昨年の3月11日以来、放射能問題等が騒がれてきたわけですが、本年度予算におきまして前年度比において放射能関係の水質検査はどのようなになったとか、前年度比でどのようなものを設けているのか。先ほど水道事業経営方針の6ページにも、新たに水質に係る分析機器について、老朽化したので高度な検査機器を購入するという説明もありました。これと委託料との関係について、ここではできない検査をどのように委託し行っていくのかについてまず1点聞きたいと思います。

続きまして、24ページの動力費についてでございます。東京電力がここで電気料の値上げを予定しているようなことも伺っております。これの影響や対策等については、動力費に対してどのよう

に予算の中に入っているのか、またもし途中で値上げになった場合はどのように対応していくのかという点について、ここでは1億5,300万円が計上されておりますが、これで十分な予算となっているのかについてお聞かせください。

続きまして、26ページの検針等委託料でございます。この中で私自身の方向性もまだ見えていないのですが、先日淡路広域水道企業団に行政調査に行っていました。ここでは業務委託という形で検針を委託し、コストダウンをしておりました。現在、越谷・松伏水道企業団では埼玉水道サービス公社と私的契約をしている人に委託しているかと思いますが、ここ数年、埼玉水道サービス公社への委託人数は増加しつつあるのかなとも思っております。しかし、公的なこういう施設というところは、できれば雇用促進にもつなげる部分もあるのではないかと、特に母子家庭の人たちなどは優先的にこの私的契約のほうで契約していただけるとかなり助かるのではないかと、また県からも母子家庭の雇用促進についての指針というのを出ているかと思いますが、ここで、その埼玉水道サービス公社への委託を優先として今後進めていくのか、今後の方向性も含めて平成24年度はどのようになっていくのかについてお聞かせください。

以上3点です。

○（伊藤 治議長） 企業長の答弁を求めます。

〔福岡 章企業長登壇〕

○（福岡 章企業長） それでは、ただいまの鈴木議員さんのご質問にお答えいたします。まず、水質検査委託料の関係でございますが、こちらにつきましては、後ほど副参事兼配水管理課長から答弁させていただきます。

水質検査について、特に委託の関係でふえたというのは、基本的には放射性物質に対する検査を厳しく行っていくという、そのための経費がふえるということでございますけれども、今まで水道法で定められておりました50項目プラス27項目については、今までどおりの検査を行っていくということでございます。これは後ほど担当課長から説明させていただきます。

次に、動力費についてのお尋ねでございますが、ご案内のとおり、当企業団は東京電力から電気の供給を受けているわけですが、先に企業に対して大口契約をしている電気料金を4月から平均17%値上げしますという、これは新聞報道等でもありましたように、発表されました。私どもの浄・配水場につきましては、大口契約の高圧電力Aということになっておりまして、これは500キロワットアワー未満という高圧電力契約であります。値上げが1キロワット2円61銭という数字が示されました。値上げ総額ということになりますと、平成23年度が未確定でありますので平成22年度の例で申し上げますと、約646万8,000キロワット使用していることから計算しますと、2円61銭で、約1,690万円値上げされる、こういう状況になるかと思っております。ただ、つい過日の報道では、契約更新までは旧の料金に据え置き、契約更新後から値上げをするというような発表がされました。これは東京電力からもそういう発表がされております。先ほど申し上げた金額よりも値上げ幅は圧

縮されるだろうということですが、ではどのくらい圧縮できるかということですが、それぞれの浄・配水場は、自動更新となっているものの、契約日がそれぞれ違います。試算しますと、約486万円ほど圧縮されるということになり、先ほどの約1,690万円の値上げ分が1,204万円になる。予算上は、この影響額も見込んで計上しているところでございます。

さらに、この動力の関係で申し上げますと、P P S（特定規模電気事業者）の問題が常に出てくるのかなと考えるわけでございますけれども、ご案内のとおり、昨年計画停電、これを機に参入P P Sに問い合わせしても、なかなか新規の契約をしていただけないという難しさがありました。逆に計画停電時は東京電力がP P Sの事業者から電気供給を受けたいという話があったわけございまして、そういう意味では果たしてP P Sに切りかえたときに、安定的に動力供給を受けられるか、昨年のような非常事態でも可能なかどうか、そういったものも総合的に勘案して検討していきたいと考えております。

次に、検針の委託についてのご質問が3点目にございました。ご案内のとおり、この検針業務につきましては、今現在、私人への委託、個人と契約をしている委託契約のものと、埼玉水道サービス公社のほうに委託している法人委託のものと、この2つがございます。今までは私人への委託ということで来たわけですが、これはご案内のとおり、公営企業法の規定から、公営企業であるがゆえに私人への委託は可能であるということございまして、それに基づいて私人への委託をしてきたということがございます。当然これは経費、効率化ということを考えれば、どちらが有利なのかということがあるわけです。かつ、その私人への委託で問題になってくるのは、委託をお願いをした私人の方がもし万一事故やけがなどで長期離脱した場合にそのフォローをだれがしてくれるかというこの問題が一つ大きな課題としてあったわけでございます。短期間の病気とかけがでしたら他の検針員さんがフォローアップできますが、長期離脱した検針員さんがたくさんいらっしゃるとフォローができなくなる。検針というのは、お客様のところに行ってメーターボックスをあけて、あるいは隔測メーターを見て検針すればいいだけというふうにご案内かもしれませんが、実はそれぞれのご自宅に置かれているメーターはいろいろな場所にあります。そういう意味では、ある程度の経験を積むことによって効率的な検針ができるというような状況などもございますことから、どうしても固定してきてしまったのかなと思います。

また、先ほど母子家庭の雇用促進というお話がありました。かつてはそれを前提にして雇用されてきていたと、このように私も認識しておりますが、なぜ、そのようなバックアップ体制を考えれば法人のほうに委託できないのかということになりますと、これは長年同一の私人への委託としてきた経過から、単年度契約とは言いつつも、実態は長期継続的な非常勤職員の取り扱いと全く同じであります。実は、これについては弁護士にも相談をさせていただいていることございまして、私人から法人に全て切りかえてしまうという場合には、検針員さんに補償をして切りかえるしかないということございまして、そのようなことから定年制をしいてございまして、定年になった方を

法人のほうにシフトしてきているという状況にあります。現在は検針員14人の私人委託と、法人への12人の委託と合わせて26人ということですが、平成24年度については、私人への委託が平成23年度の14人から12人になり、2人ほど減ります。そして、法人への委託が平成23年度の12人から逆に16人にふえ、シフトしていくという状況でございます。

そういう意味では、私どもは埼玉水道サービス公社にシフトしているわけですが、その際も先ほど申し上げた母子家庭の雇用促進などについての配慮も、当然申し述べておるところでして、単なる単価が安い方ということだけではなくて、その辺の社会的配慮もしてくださいと、申し上げておるところでございます。

さらに、母子家庭のみならず、例えば障害者の雇用についても、障害のある方でも検針に全く支障のない方がいらっしゃれば、当然そちらの方の雇用もお願いをしたいということは申し述べているところでございますので、ぜひご理解をいただきたいと存じます。

1点目の水質検査に関しましては、副参事兼配水管理課長からご説明させていただきます。

○（伊藤 治議長） 次に、副参事兼配水管理課長。

〔石垣利一副参事兼配水管理課長登壇〕

○（石垣利一副参事兼配水管理課長） それでは、鈴木議員さんのご質問にお答えいたします。

水質検査につきましては、主に当企業団において水質の検査をする機器をそろえて私どもで検査をしているものです。法令に定められております水質基準項目が50項目ございまして、そのうち37項目を私どもの企業団で検査をしており、それ以外の項目について業務委託によって検査をしております。そのほか水質基準項目以外に水質管理目標設定項目は27項目ございまして、その27項目のうち16項目について私どもで検査を行い、それ以外のものについて業務委託を行っております。

それと、このたびの東京電力福島第一原発事故に伴う放射性物質でございますが、放射性物質の検査についても私どもで機器をそろえておりませんので、外部委託によって放射性ヨウ素並びに放射性セシウムを検査しております。ちなみに、発災以来、ヨウ素300ベクレル、キログラム当たりですが、それとセシウムが200ベクレル、これもキログラム当たりでございますが、それを今まで月に1度各浄水場、築比地と南部浄水場のろ過水の検査を行ってまいりました。あわせて埼玉県企業局においては毎日検査を行ってまいりました。地下水とはいえ危険性があるのではないかということで、私どもの水は約9割の埼玉県水と約1割の自己水、地下水を使っておりますので、このたび、この4月1日をもってその基準が見直されるということから、2月より私どもの自己水の検査を月1回から週に1回検査することといたしました。埼玉県水については継続して毎日検査を行っております。

以上でございます。

○（伊藤 治議長） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （伊藤 治議長） 以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （伊藤 治議長） この際、暫時休憩いたします。

11時41分 休 憩

11時41分 再 開

◎開議の宣告

- （伊藤 治議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の発言はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （伊藤 治議長） 討論の発言はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （伊藤 治議長） 挙手は全員であります。

したがって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

◎諸般の報告

- （伊藤 治議長） この際、諸般の報告をいたします。

△特定事件の付託申し出の報告

- （伊藤 治議長） 議会運営委員長から、特定事件について、閉会中の継続審査として付託の申し出がありましたので、特定事件一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎特定事件の議会運営委員会付託

- （伊藤 治議長） これより、特定事件の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

特定事件については、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （伊藤 治議長） ご異議なしと認めます。

したがって、特定事件については、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

◎閉議の宣告

○（伊藤 治議長） 以上で本定例会の議事はすべて終了いたしました。

◎企業長のあいさつ

○（伊藤 治議長） この際、企業長からあいさつのため発言を求められておりますので、許可いたします。

〔福岡 章企業長登壇〕

○（福岡 章企業長） 議長のお許しをいただきましたので、3月定例会が閉会されるに当たり、御礼のごあいさつを申し上げます。

今定例会にご提案させていただきました議案につきまして、慎重にご審議を賜り、いずれも原案のとおりご決定いただき、まことにありがとうございました。

議員の皆様からいただきました貴重なご意見をしっかりと受けとめ、「安全な水の安定給水」、「給水サービスの向上」、「持続可能な水道事業経営」の3つを柱として、私を初め職員が一丸となり、平成24年度の事業執行に当たってまいります。

なお、目前に迫りました松伏町議会議員選挙に臨まれます議員の皆様方には、どうぞ関門を乗り越えられ、私たちにさらなるご指導、ご鞭撻を賜りますよう改めてお願い申し上げますとともに、心からご健闘をお祈り申し上げます。

皆様には、今後とも健康に十分ご留意いただき、なお一層のご活躍をご祈念申し上げ、御礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○（伊藤 治議長） これをもちまして、平成24年3月越谷・松伏水道企業団議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

11時44分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 伊 藤 治

議 員 松 島 孝 夫

議 員 樫 村 紀 元

議 員 佐 々 木 浩

◎ 企業長提出議案の処理結果

- 第 1 号議案 越谷・松伏水道企業団の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
(原案可決)
- 第 2 号議案 越谷・松伏水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例制定について
(原案可決)
- 第 3 号議案 平成 24 年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計予算について
(原案可決)